

令和8年5月21日文教経済常任委員協議会

【資料】教育委員会事務局学務課

青森市立小・中学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

教職員の働き方改革に関する指針

(計画期間 令和8年度～令和10年度)

青森市教育委員会

青森市立小・中学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定に当たって

教育委員会では、平成30年12月に所管する学校の教職員の在校等時間の上限に関する指針として、「教職員の多忙化解消に関する指針」を策定し、働き方改革に取り組んできました。こうした中、令和7年6月に、学校における働き方改革の加速化に向けて給特法をはじめ学校教育法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育委員会に対して実施計画の策定や総合教育会議への報告が義務付けられました。

これに伴い、平成31年1月に学校や教職員が慣習的に行ってきた業務の明確化・適正化を図ることを目的として中央教育審議会の答申において示された「学校・教師が担う業務に係る3分類」がアップデートされ、実施計画を策定する際に踏まえるべき内容として、文部科学省が定める「業務量管理・健康確保措置に関する指針」に位置付けられました。

本市においては、国が令和11年度までに達成すべき目標として掲げた「時間外在校等時間1箇月平均30時間程度」を、すでに令和3年度に達成し、今なお継続しているところですが、この度、本市の実態を踏まえ、青森市立小・中学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画として「教職員の働き方改革に関する指針」を策定することとしました。本指針の策定に当たっては、主な内容として以下の4点について記載しています。

- 1 目標については、これまでの取組を踏まえ、計画期間である令和8年度から令和10年度までの間に、さらなる改善を目指したこと
- 2 その具体策として、実施すべき業務量管理・健康確保措置のうち、学校における措置の推進として、改めて「学校課題解決のための教育課程及び組織の編成」「在校等時間の把握」「校内多忙化解消委員会の設置」を掲げたこと
- 3 更に、中央教育審議会の答申に示された「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づく教職員の負担軽減策について、本市のこれまでの取組に加え、
 - ・各種テストのCBT化による成績処理・学習評価
 - ・「青森市休日における部活動の在り方に関する方針」の改訂
 - ・市長部局策定のカスタマーハラスメント対応指針を踏まえた取組
 - ・学校運営協議会の議論による各校の実情に応じた取組などを新たな取組として示したこと
- 4 今後のフォローアップとして、把握した在校等時間のホームページでの公表及び教育委員会定例会・総合教育会議への報告、さらには関連する取組として本指針の周知等を示したこと

本市においては、いじめ、不登校、問題行動、発達障害、さらには虐待、ヤングケアラーなど、多様な子供たちへの対応が喫緊の課題となっており、多様性・包摂性のある教育が求められています。その実現を図り、青森市学校教育指導の方針として掲げる「夢や志をもち未来を拓く児童生徒の育成」を進めていくためには、教職員が心と体の健康を維持しながら安心して働ける職場環境のもと、一人一人が持つ能力を発揮し、学校教育の質の向上と持続可能な学校運営を目指す必要があります。本指針がその上で大きな役割を果たすことを期待しています。

令和8年3月
教育長 工藤裕司

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

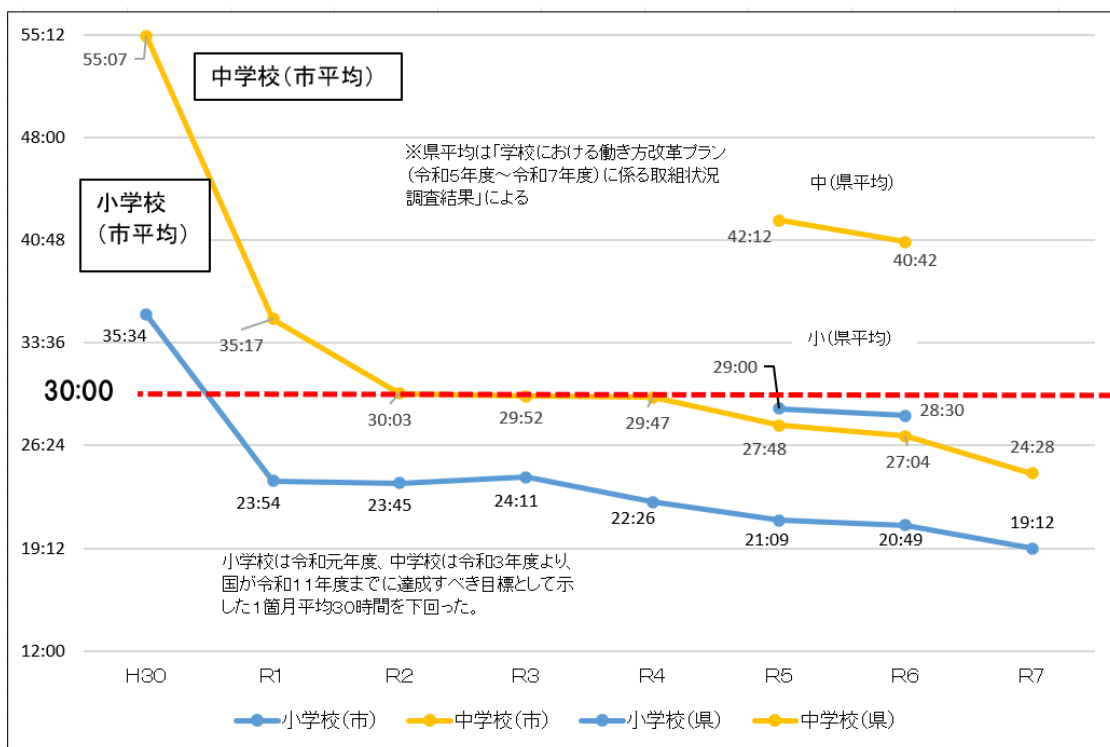
本計画は、市内小・中学校において「教職員が、心と体の健康を維持しながら安心して働ける職場環境のもと、一人一人がもつ能力を発揮することで、学校教育の質の向上と持続可能な学校を目指す」という学校における働き方改革の推進を図ることを目的として策定します。

(2) 本市の現状

教育委員会では、平成30年12月に所管する学校の教職員の在校等時間の上限に関する方針として、「教職員の多忙化解消に関する指針」を策定するとともに、教育委員会に多忙化解消委員会を、各校に校内多忙化解消委員会を設置し、改革に取り組んできました。

取組の結果、(資料1)に示すように時間外在校等時間は年々減少し、令和3年度には、小・中学校ともに令和11年度までに達成すべき目標として国が示した時間外在校等時間1箇月平均30時間程度を達成し、現在も継続しています。

(資料1) 1箇月当たりの時間外在校等時間の推移



一方、(資料2)に示すように、わずかではありますが月80時間を上回る教職員がいること、また、(資料3)の時間外在校等時間の業務別平均時間の状況において、小学校における「部活動」以外の各業務が、小・中学校共に縮減の可能性を残していることを踏まえると、縮減した時間を教職員が子どもと向き合う時間に充て、質の高い学校教育を実現することが望まれます。

(資料2) 令和7年度の時間外在校等時間の状況

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月19時間12分	4.80%	0.03%
中学校	月24時間28分	13.96%	0.92%

(資料3) 令和7年度の時間外在校等時間の業務別平均時間

	学習指導・生徒指導	部活動	校務事務
小学校	9時間21分	0時間3分	9時間47分
中学校	5時間34分	6時間28分	12時間25分

2 目標

本計画において達成を目指す目標を次のとおりとします。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

教職員の「時間外在校等時間」については、国が定める上限時間（1箇月時間外在校等時間45時間、1年間時間外在校等時間360時間）の範囲内とするための目標を、現状値を踏まえ、以下のとおりとします。

指標	現状値 (R7)	目標値 (R10)
1箇月時間外在校等時間45時間を超える教職員の割合 (小学校)	4.80%	▲現状値より減
1箇月時間外在校等時間45時間を超える教職員の割合 (中学校)	13.96%	▲現状値より減
1箇月時間外在校等時間80時間を超える教職員の割合 (小学校)	0.03%	▲0%
1箇月時間外在校等時間80時間を超える教職員の割合 (中学校)	0.92%	▲0%
1箇月時間外在校等時間の平均時間30時間程度 (小学校)	19時間12分	◎30時間以下
1箇月時間外在校等時間の平均時間30時間程度 (中学校)	24時間28分	◎30時間以下

※1箇月時間外在校等時間45時間・80時間を超える教職員の割合は、月ごとに当該時間を超えた人数を合算した値を、月ごとの教職員数を合算した値で除した値。

※◎は達成済み、▲は未達成であることを示す。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教育職員の心身の健康確保や教職の質の向上のために、教職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を以下のとおりとします。

指標	現状値 (R7)	目標値 (R10)
ストレスチェック高ストレス者の割合 (小学校)	9.9%	◎組合平均11.4%以下
ストレスチェック高ストレス者の割合 (中学校)	10.9%	◎組合平均11.4%以下
ストレスチェック健康リスク値 (小学校)	72.5	◎組合平均79.5以下
ストレスチェック健康リスク値 (中学校)	79.8	▲組合平均79.5以下
ストレスチェック働きがいの評価点 (小学校)	3.2点	◎組合平均3.2点以上
ストレスチェック働きがいの評価点 (中学校)	3.2点	◎組合平均3.2点以上

※高ストレス者とは、質問項目「心身のストレス」「仕事のストレス」「周囲のサポート」の評価点が一定の基準に該当する者。

※健康リスク値とは質問項目「仕事の量的負担」「仕事の裁量度」「上司の支援」「同僚の支援」の数値から全国平均を100(種々の業種、職種を含む)として相対的に算出した値。

※働きがいの評価点とは、質問項目への回答(4段階評価)の点数から得られる値。4点満点、満点に近いほど働きがいのある仕事だと感じている。

※組合平均とは、令和6年度に公立学校共済組合で実施したストレスチェック結果の値。

※◎は達成済み、▲は未達成であることを示す。

3 計画の期間

令和8年度～令和10年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市においては、計画期間中、以下の内容に取り組みます。

(1) 教職員の業務量管理に関する取組

校長は、「(資料4) 業務を行う時間の上限」を踏まえ、学校において以下の措置を推進することにより、教職員が担う業務の適正化を図ります。

① 学校課題解決のための教育課程及び組織の編成

校長は、自校の学校課題を明確にし、その課題を踏まえた教育課程及び組織を編成しなければなりません。その上で、会議の効率化、分掌業務のマニュアル化、データの共有化による事務の効率化等により、業務の適正化を図るとともに、時間外在校等時間の縮減に向けた教職員の意識啓発に努めなければなりません。

② 在校等時間の把握

校長は、統合型校務支援システムにより教職員の在校等時間を把握し、教職員が時間外勤務をする場合には「時間外在校等時間計画」を提出させるとともに、「児童生徒に係る特別な事情がある場合の上限時間又は月」を超えて勤務した教職員がいる場合、その要因・改善策を記載した「上限時間超過の要因及び改善策等報告書」を教育委員会に報告しなければなりません。その際、当該教職員は申し出により、健康相談医による受診ができます。また、在校等時間の記録は公務災害等が生じた場合の重要な記録となることから、公文書として適切に保存しなければなりません。

③ 校内多忙化解消委員会の設置

校長は、月毎に「校内多忙化解消委員会」を開催し、所定の勤務時間を超えて勤務した職員の負担軽減策等に係る具体的な手立てについて協議しなければなりません。

(資料4) 業務を行う時間の上限

(1) 「在校等時間（勤務時間）」の考え方

- ① 教職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とする。
- ② 正規の勤務時間外において超勤4項目を行う時間も含めて教職員が在校している時間を基本とし、イ、ロの時間を加え、ハ、ニの時間を除いた時間を「在校等時間」とする。
 - イ 校外における勤務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間
 - ロ 在宅勤務の時間
 - ハ 勤務時間外における自己研鑽の時間、その他の時間（当該教職員の申告）
 - ニ 休憩時間

(2) 上限時間の原則

- ① 1日の「在校等時間」から所定の勤務時間を除いた時間の1箇月の合計時間 45時間
- ② 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた1年間の合計時間 360時間

(3) 特別な事情がある場合の上限時間

- ① 1箇月の時間外在校等時間 100時間
- ② 1箇年の時間外在校等時間 720時間
- ③ 1箇年のうち1箇月時間外在校等時間が45時間を超える月数が6箇月
- ④ 連続する2箇月、3箇月、4箇月、5箇月及び6箇月のそれぞれの期間について、各月の1箇月の時間外在校等時間の1箇月当たりの平均時間80時間

(4) 留意事項

- ① 上限時間は、これを推奨する趣旨ではなく、時間外在校等時間の防止策を講ずることなく上限時間の遵守のみを求めてはならない。
- ② 虚偽の時間を記録したり、させたりすることがあってはならない。
- ③ 業務の持ち帰りはしないことが原則であるが、上限時間遵守のために持ち帰り時間が増加することは避ける。

(2) 「学校・教師が担う業務に係る3分類」を踏まえた業務の見直し

教育委員会及び学校は、「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づく教職員の負担軽減策に積極的に取り組んでまいりました。本計画では、これまでの取組に加え、学校運営協議会における協議を踏まえ、優先順位を見極めながら学校・家庭・地域が一体となった取組を実現させます。

(資料5) 青森市における「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づく教職員の負担軽減策

イ 学校以外が担うべき業務

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動	○学校・家庭・地域が一体となった取組の推進
② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒の補導への対応	○警察、少年警察ボランティア、少年指導委員等による見守り ○補導された児童生徒の引取りは保護者の担い
③ 学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)	○給食費：全額公費負担による徴収・管理業務の解消(R4) ○教材費等：口座引き落とし(H22～)
④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等	○学校運営協議会(R2)と地域学校協働活動(H22～)の一体的な推進(地域ボランティアによる負担軽減)
⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の困難な事案への対応	○弁護士等からなる青森市子どもの危機に向き合う緊急支援チームによる対応(H28～) ★市長部局策定のカスタマーハラスメント対応指針を踏まえた取組

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

⑥ 調査・統計等への回答等	○統合型校務支援システムの機能、Web アンケート、市教委ファイルサーバー等の活用(H31～) ○学校事務体制の強化のため共同学校事務室整備(R4)
⑦ 学校の広報資料・ウェブサイト作成・管理	●学校・家庭・地域が一体となった取組の推進 ○学校事務体制の強化のため共同学校事務室整備(R4)
⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理	○通信業務及びおまかせ校務は委託業者、端末は教育委員会総務課で保守・管理(H31～) ○ICT イノベーションチームの設置・活用(R3～) ○学校事務体制の強化のため共同学校事務室整備(R4～)
⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理	○スイミング支援事業による水泳事業(S58～)(浪岡を除く) ○施設開放事業は、各団体による開錠・施錠(H17～)
⑩ 校舎の開錠・施錠	★輪番制等による開錠・施錠の推進
⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮	○教職員の輪番制による見守り(-) ●学校・家庭・地域が一体となった取組の推進
⑫ 校内清掃	★回数・範囲等の合理化を推進 ●学校・家庭・地域が一体となった取組の推進(清掃指導)
⑬ 部活動	○小学校部活動の地域展開(H31～) ○部活動指導員等を活用した指導者の配置(R4～) ○休日の地域展開に向けた学校毎の協議会の設置(R6～) ●★「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(スポーツ庁)」に基づく「青森市休日における部活動の在り方に関する方針」の改訂

ハ 教師業務だが負担軽減を促進すべき業務

⑭ 給食の時間における対応	○栄養教諭による指導・支援(H21～) ●学校・家庭・地域が一体となった取組の推進
⑮ 授業準備	○スクール・サポート・スタッフの配置(H30～) ○ファイルサーバー等による教材の保存・共有(H29～)
⑯ 学習評価や成績処理	○統合型校務支援システムによる成績処理や通知表、指導要録等の作成(H31～) ○電子採点システムによる生徒の学習評価や成績処理(R6～) ★各種テストのC B T化による成績処理・学習評価
⑰ 学校行事の準備・運営	○学校事務体制の強化のため共同学校事務室整備(R4) ○スクール・サポート・スタッフの配置(H5～) ●学校・家庭・地域が一体となった取組の推進

⑱ 進路指導の準備	<ul style="list-style-type: none"> ○統合型校務支援システムによる調査書作成(H31～) ○電子出願システムによる願書作成及び送付(R7～) ○学校事務体制の強化のため共同学校事務室整備(R4～) ○スクール・サポート・スタッフの配置(H5～)
⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○スクールカウンセラー(H13～)、スクールソーシャルワーカー(R3～)、特別支援教育支援員(H19～)、学校看護師(R5～)、学校支援ボランティア(H20～)等の配置・活用 ○弁護士、医師、臨床心理士などから構成される青森市子どもの危機に向き合う緊急支援チームの配置(H28～) ○チーム担任制の実施(R4～) ○関係機関との情報交換会による支援体制の構築(H29) ○個別のプログラムの活用(R4～) ○教育相談会の開催(R4～) ○校内教育支援センターの設置(R6～) ○不登校等特認校の設置(R7～) ○ゆるやかスタート・ウィークの実施(R7～) ○給食体験会の実施(R7～) ●学校・家庭・地域が一体となった取組の推進

※表中の「○」はこれまで取り組んできた内容、「●」は学校運営協議会において協議して取り組む内容、「★」は教育委員会及び学校が取り組む内容とします。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

校長は、教職員の健康及び福祉を確保するため以下の内容について取り組み、教育委員会は、これらの取組がより充実したものとなるよう各校を指導・支援します。

- 「学校職員健康障害防止対策実施要綱」に基づき、ストレスチェックを行うこと(H29)
- 健康相談医等による健康相談を行うこと(H29)
- 教育委員会(学務課)に相談窓口を設け、心身の健康相談を行うこと(H29)
- 自動応答メッセージによる負担軽減を図ること(R6)
- 週に1回「定時退下の日」を設定・活用し、教職員の負担軽減を図ること(H30)
- 夏季休業期間中に「学校閉庁日」を設定し、年次有給休暇を取得しやすくすること(H30)
- 長期休業中に「在宅勤務」を取得できるようにすること(R2)
- 「ゆるやかスタート・ウィーク」を活用し、夏季休業明け5日、冬季休業明け3日を午前授業とし、教職員の業務の負担軽減を図ること(R7)

5 今後のフォローアップと関連する取組

教育委員会では、取組の着実な実行を図るために、以下の内容に取り組みます。

(※「○」はこれまで取り組んできた内容、「●」は教育委員会が取り組む内容とします。)

(1) フォローアップに係る取組

- 各校における「時間外在校等時間」に係る目標の達成状況については、統合型校務支援システムにより、その他についてはストレスチェック等により把握します。(H30)
- 各校の状況において、「在校等時間が長時間となっている」「業務の持ち帰りが常態化している」「休憩時間が確保されていない」などの課題が見られたときには、教育委員会が当該校に聞き取りを行い指導・支援を行います。(H30)
- 教育委員会では、本計画に定める目標の達成状況及び業務量管理・健康確保措置の実施状況を把握し、ホームページにおいて公表するとともに、教育委員会定例会及び総合教育会議において報告します。

(2) 関連する取組

- 各校における働き方改革を推進するため、管理職を対象としたマネジメント研修に努めるとともに、学校訪問や各種研修講座を通して指導・支援の充実を図ります。(H28)
- 本市における業務量管理・健康確保措置の内容を広く周知し、学校・家庭・地域が一体となった教育を推進します。

(参考) 青森市における教職員の働き方改革に係る「56の取組」の推移

	☆指針及び要綱等	具体的な動き
		◇市教育委員会における学校指導・運営体制の強化・充実 ◆学校における勤務時間の適正化や業務改善・効率化の支援
H 2 8 以前	☆「青森市立学校職員健康障害防止対策実施要綱」策定 (H 2 0)	◇学校事務の共同実施 (H 2 3) ◇カウンセリングアドバイザーの配置 (H 2 4) ◇青森市子どもの危機に向き合う緊急支援チームの設置 (H 2 8) ◇学校支援地域本部の設置 (H 2 8) ◇青森市学校多忙化解消委員会の設置 (H 2 8)
H 2 9		◇臨床心理士の配置 ◇スクールカウンセラーの増員 ◆ストレスチェックの実施
H 3 0	☆「教職員の多忙化解消に関する指針」策定 (1 2 月)	◆小学校における教科担任制の推進 ◆「校務支援システム」の施行開始 ◆縮減に向けた教職員の意識改革 ◆会議等の効率化 ◆学校行事の負担軽減 ◆校内組織の見直し ◆業務の効率化 ◆「定時退下の日」の設定 ◆部活動指導の見直し ◆保護者・地域との連携 ◆学校閉庁日の設定 ◆健康障害防止対策 (健康相談医による健康相談) ◆校内多忙化解消委員会の設置 ◆1 箇月時間外在校等時間の計画作成 ◆スクール・サポート・スタッフの配置
H 3 1 (R 1)		◇青森市運動部活動の指針策定 ◇学校運営協議会の設置 (東、浦町、三内、浪岡) ◆「校務支援システム」の本格稼働 ・文書管理、出席管理、成績管理、勤怠管理 等 ◆小学校部活動の地域移行 ◆学校部活動の指針策定
R 2	「青森市立学校職員健康障害防止対策実施要綱」一部改正 (4 月)	◇教育用 P C の整備 (小 4 ~ 中 3) ◇教育用 I C T 機器の整備 ◇ W e b 会議、W e b 研修会の推進 ◇ G I G A スクールサポーターの配置 ◆健康観察の I C T 化推進 ◆各種調査の I C T 化推進 ◆スクール・サポート・スタッフの増員 ◆新型コロナウイルス感染症対策にかかるスクール・サポート・スタッフの配置
R 3		◇学校運営協議会の設置 (筒井、油川、戸山、北) ◇教育用 P C の整備 (小 3) ◇ I C T イノベーションチームの設置 ◇部活動指導員の任用 ◇教育相談の I C T 化 ◇健康相談の I C T 化 ◆長期休業期間中における在宅勤務の実施
R 4	「青森市立学校職員健康障害防止対策実施要綱」一部改正 (4 月)	◇学校共同事務室の設置 ◇教育用 P C の整備 (小 2) ◇給食費全額公費負担による公会計化 ◆教科担任制の実施 ◆複数担任制の実施 ◆「児童生徒に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間又は月数」を超えて勤務した教職員の報告
R 6		◆自動応答メッセージによる電話対応開始 ◆電子採点システム導入 (中学校)
R 7		◇不登校等特認校の設置 ◇ゆるやかスタート・ウィークの実施 (夏休み及び冬休み明け)
R 8	☆「青森市立小・中学校教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」策定	